

円借款事業にかかる案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言

平成 20 年 7 月 11 日

カントー橋崩落事故再発防止検討会議

1. 円借款事業における安全重視原則の確認

円借款事業に係る安全管理のためには、円借款事業の施主である借入国政府・事業実施機関が、コンサルタントの能力を活用しつつ請負者（コントラクター）をして十分な安全対策が講じられるよう対処するのが基本。途上国政府・事業実施機関による安全意識向上等のため、日本政府及び JBIC としても、交換公文（E/N）等を通じて安全確保が円借款事業の大原則であることを途上国政府に明示すべき。

2. 借入国政府・事業実施機関に対する安全管理能力強化支援

円借款事業に係る安全管理のためには、施主たる借入国政府・事業実施機関が十分な安全管理能力を有していることが重要であり、JBIC としても、必要に応じて、借入国政府・事業実施機関の安全管理担当職員に対する安全管理トレーニング等を実施すべき。

3. 円借款調達に係るガイドライン、標準書類等の改訂

円借款事業の安全管理のためには事業実施機関、コンサルタント、コントラクターの安全意識の向上等が重要であり、JBIC としても円借款事業の調達に係るガイドライン、標準入札書類等に「円借款事業における安全の重視」について明記する等の変更を加えるべき。

4. 外部有識者、チェック・コンサルタントの必要に応じた活用

事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全管理の取組を促すためには、事業実施機関に専門的・技術的助言を行う外部有識者や、チェック・コンサルタントを大規模かつ複雑な工事を伴う案件を中心に必要に応じ適切に活用するよう、JBIC としても、相手国に働きかけるべき。

5. 円借款事業の安全対策委員会の設置

円借款事業の安全管理の徹底を促進するために、JBIC としても、行内に設置された「円借款事業の安全対策委員会」を通じ、円借款事業における安全対策に係る取組状況の確認等を行なうべき。

6. 円借款事業に係る事業実施機関等に対する審査・監理強化

事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全管理の取組を促すために、JBIC としても、借入国政府・事業実施機関が安全管理・品質管理に係る監督・実施能力を有しているか確認し、必要な場合に能力強化のための支援等を講ずるべき。また、大規模かつ複雑な工事を伴う案件につき、JBIC が各分野の専門家から適切な技術的助言を得られるように、JBIC 内に「安全対策技術諮問グループ」（仮称）を設置する。

7. 円借款事業に係る事故発生時の対応マニュアルの充実

円借款の事業現場で事故が発生した場合に迅速かつ適切な初期動作を徹底するために、JBIC としてマニュアルを充実させるべき。

8. 特別円借款、本邦技術活用条件対象事業における追加的安全対策

事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全管理の取組を促すためには、JBIC としても、借款対象に大規模かつ複雑な土木工事を含む特別円借款事業及び本邦技術活用条件（STEP）の対象事業等については、通常の案件監理に加えて、第三者による安全対策面の確認を追加的に行うべき。

9. 事故発生時における措置適用基準の明確化

円借款事業の安全管理の徹底を促進するために、JBIC としても、同行の「円借款事業等において不正行為等に関与した者に対する措置に関する規程」における事故発生時の対応を明確化するべく、当該規程の見直しを図るべき。

安全対策強化のための提言

